

## 大津市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年6月7日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	山	本	久子
同	津	田	穂積

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

### 【定期監査】

#### 1 公共施設等の適正な維持保全の推進について

- (1) 監査執行対象機関名 総務部公共施設マネジメント推進課
- (2) 監査執行日 平成29年12月19日
- (3) 監査の結果

本市における各施設の多くは既に老朽化が著しく進行しており、「大津市公共施設マネジメント基本方針」及び「大津市公共施設適正化計画」に基づき、順次、対応が実施されてきた。

現在、施設管理者においては日常点検、日常監視が実施され、公共施設マネジメント推進課においては建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期点検が実施されている。これらの結果を受けて、必要な箇所の改修等は施設を管理する部署で対応されている。しかし、限られた予算の中での対応となっており、個々の施設を見ると、必要な修繕が適正な時期に必ずしも実施されているとはいえない状況である。

貴重な資産である公共施設等の有効活用と長寿命化を図るため、適法な状態を維持することはもちろんのこと、適時、適正規模の修繕、改修の実施が図られるよう努められたい。

- (4) 措置状況報告日 平成30年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

これまで当課では、建築基準法に基づき、建築物については3年に1回、建築設備については1年に1回の定期点検を実施し、定期点検の結果については、施設の所管所属に通知し、定期点検の結果に基づく指摘事項への対応についてお願いをしてきたところです。

平成29年度に財政課と協議した結果、平成30年度予算の編成に当たっては、建築基準法不適合箇所の改善を最優先事項として予算を措置し、平成30年度においては、定期点検の結果に基づく修繕を進めているところです。

平成30年度以降においても、各所管所属において指摘事項への対応が図られるよう要請していくとともに、市全体の公共施設のマネジメントの観点から財政課と協議を重ね、効率的かつ効果的な修繕が実施できるよう予算措置することにより、公共施設の適正な維持管理を図っていきます。

#### 2 清掃業務の履行確認の徹底について

- (1) 監査執行対象機関名 総務部管財課
- (2) 監査執行日 平成29年12月19日
- (3) 監査の結果

庁舎の清掃業務については、委託により実施されているところであり、その業務内容は、仕様書及び特記仕様書により、清掃対象箇所ごとに、清掃の内容・周期（頻度）などが詳細に定められている。

抽出して調査したところ、当該仕様書等に基づき実施すべき業務のうち日常清掃業務の一部が一定期間履行されていない箇所が見られた。

については、今日までの業務の履行状況を改めて確認し、契約に基づき適切に処理されたい。また、業務の履行確認の方法を改め、履行確認を徹底されたい。

- (4) 措置状況報告日 平成30年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成29年12月4日及び同月22日に、委託業者に対し、仕様書を再度確認して仕様書の内容を従業員に徹底するよう指示し、業務責任者から従業員に対し、仕様書の内容の周知徹底が図られたことを確認しました。

あわせて、これまで各清掃担当者から業務責任者に口頭で業務の完了報告が行われていたことを改め、各清掃担当者がチェック表（仕様書に基づき管財課が作成）を記入して業務責任者に提出し、業務責任者はチェック表により仕様書に基づいた業務が確実に実行されていることを確認した上で業務日報を作成して管財課に報告する運用とし、平成29年12月25日から当該運用を開始しました。

さらに、契約に基づき委託業者と協議し、平成30年3月12日から次の方法により業務の履行確認を徹底することとしました。

ア 毎日又は週1回清掃作業が入る所属に対し、平成30年3月14日に仕様書を送付して清掃状況の確認及び管財課への報告を依頼した。

イ 会議室など常時使用しない部屋については、事前の予告なしに週1回管財課職員が清掃状況を確認する。

ウ トイレ及び廊下については、管財課職員が日常的に確認を行う。

また、平成29年度の業務のうち、既に履行確認が行われている業務については、契約に基づき委託業者と協議を行った結果、鍵の貸出簿の確認により清掃が行われていないことが確認された部分について、委託料を減額精算することで合意し、平成30年3月31日付けで精算を行いました。

### 3 大津市ふれあいセンターの会議室等使用料の減免について

(1) 監査執行対象機関名 福祉子ども部福祉政策課

(2) 監査執行日 平成30年1月31日

(3) 監査の結果

大津市ふれあいセンター（以下「センター」という。）は、市民の福祉の増進及び市民の交流の促進を図ることを目的に、その場所を提供する事業を実施するとして大津市ふれあいセンター条例（平成23年条例第51号。以下「条例」という。）に基づき市内5か所に設置されており、市長が会議室等の使用許可を行っている。

会議室等の使用に際しては使用料が発生し、条例及び大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則（平成24年規則第39号）においてこれを減額又は免除できることについて規定されているが、その適用について、同様の使用目的及び内容であるにもかかわらず、免除の対象、非対象の取扱いが異なっている事例が見られた。全てのセンターにおいて同様の取扱いがなされるよう、適用基準を設けるなど、取扱いについて整理をされたい。

加えて、申請書など、事務処理に用いられる書式にセンターにより違いが見られることから、書式の整理も含め事務処理が画一的に行われるよう検討されたい。

(4) 措置状況報告日 平成30年5月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

会議室等の使用許可手続について、全てのセンターにおいて同様の取扱いがなされるよう、ふれあいセンター事務処理マニュアルを作成し、事務処理の統一化を図っていきます。

### 4 補助金の適正な事務処理について

(1) 監査執行対象機関名 福祉子ども部障害福祉課

(2) 監査執行日 平成30年1月31日

(3) 監査の結果

障害者の自立支援や雇用促進を目的として、事業所等に対し補助金を交付されているが、補助金交付要綱において実績報告書への添付が定められている証憑書類が未提出又は一部提出の状態補助金の額の確定がなされているものが複数見受けられた。

補助金の事務処理においては、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）及び各補助金交付要綱の規定を遵守することはもとより、大津市補助制度適正化基本方針の適正性の視点に示されているとおり、証憑書類の確認も不可欠であることから、補助対象者への提出指導を徹底するとともに、所属におけるチェック機能を強化する等、適正な事務処理に努められたい。

(4) 措置状況報告日 平成30年5月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

補助金の実績報告の際には、補助対象者に添付書類のチェックリストを同時に提出させるなどするとともに、所属における確認体制を強化し、適正な補助事業の執行に努めます。

### 5 違法開発工事への対応について

(1) 監査執行対象機関名 未来まちづくり部開発調整課

(2) 監査執行日 平成29年11月24日

(3) 監査の結果

秋葉台における民間宅地開発工事に対しては、大津市違反開発行為等取締要綱（以下「要綱」という。）及び違反開発行為等事務処理要領（以下「要領」という。）に基づき、幾度となく指導・指示を繰り返したが、開発者がこれに従わず不適切な工事を継続したため、結果として周辺住民の生命・財産を守るため行政代執行に至った。

速やかな対応が求められる事案に対して、早期に工事休止の命令等の処分が可能となるよう要綱及び要領の運用の見直しを行われたい。

(4) 措置状況報告日 平成30年1月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

早期に工事休止の命令等の処分が可能となるよう、要領の改正を平成30年秋までに検討し、平成30年度内にこれの改正を行います。

#### 【随時監査（工事監査）】

1 監査執行対象 工事31件及び委託18件

2 監査の期間 平成29年11月1日から平成30年3月19日まで

3 措置状況報告日 平成30年5月31日

4 監査の結果

監査対象とした工事及び委託業務（いずれも、小額であることから随意契約とした事案を除く。）については、発注後提出された関係図書の整備状況はおおむね良好であり、それぞれの業務の施行状況についてもおおむね適正に執行されていた。

一部、口頭による指示及び追加資料の提示等を求めたものについては、即日あるいは後日、報告や資料提出等を担当部署から受け、その内容を確認した。

小額工事（委託）を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項を適用して随意契約にて発注する場合に、施工及び契約事務の適正化を図ることを目的として「大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン」（平成22年1月4日施行。最終改正平成29年4月1日。以下「ガイドライン」という。）を定められていることから、これまでの監査の結果において、ガイドラインの遵守を求めてきたところである。

今期において、小額工事（委託）を確認したところ、ガイドラインを逸脱した事案が散見された。例示すると、次のような事案である。

(1) 見積書・内訳書に同一性が認められる。

(2) 近傍地以外の業者を見積書徴取業者として選定した。

(3) 数量等の明細を記すべき工種でありながら、発注者が示す仕様書（金抜き設計書）で「一式」を多用し、見積書も「一式」で提出された。

(4) 作為的ともみられる分割発注

(5) 先行事案と分離されている事案にもかかわらず、政令第167条の2第1項第6号を適用し、不適切に1者随意契約をした事案

(6) 請書受理前に業者に発注指示した事案

(7) 不適正な期間設定

これらの不適切な事案を防止するために、ガイドラインでは担当者に対して「小額契約見積チェックリスト（工事・委託）」の作成を求めるとともに、所属長がこれを確認することを求めている。

しかしながら、チェックリストの作成、確認が形骸化しているといわざるを得ない。

担当者に対しガイドラインを周知徹底するとともに、実効性のある確認方法について検討されたい。その上でガイドラインを遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

5 当該監査結果に基づき講じた措置の内容（総務部契約検査課）

ガイドラインの遵守については、毎年度当初に、各所属長に対し依頼しているところです。また、今回指摘を受けた項目についても、当課に施行伺書が回付された時点で必要に応じ担当者に聞き取り調査を実施しています。しかしながら、近隣業者に見積依頼を行っても施工可能な業者が見つからない場合や、特殊な知識、技術、機材等を用いる場合など、ガイドラインによることが困難な場合もあります。

一方、今回指摘を受けたような不適切な事案の発生を防止するためには、所属長が自らに随意契約による発注の説明責任があることを十分に認識し、チェックリストを確認する必要があります。

そのため、チェックリストの様式の一部を改め、新たに所属長のチェック欄を設けるとともに、欄外に「チェックリストの説明責任は所属長にあります。リストが形骸化しないよう担当者の指導をお願いします。」との注意喚起文を追加しました。

また、指摘を受けた内容及びチェックリストの改正趣旨を庁内に周知し、適正な契約手続の徹底を図っています。